

IV 教育職員免許状（専修免許状）・学部の科目等履修生

1. 大学院生の教員免許状取得について

本学大学院の各研究科（博士課程前期課程・修士課程）・専攻では、下記の表にある中学校教諭の専修免許状、高等学校教諭の専修免許状、幼稚園教諭の専修免許状および小学校教諭の専修免許状を取得することができます。

（1）専修免許状の種類及び教科

研究科・専攻		免許状の学校別・教科	
研 究 科	専 攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
文学研究科	日本文学専攻	国 語	国 語
	中国学専攻	国 語	国 語
	英文学専攻	英 語	英 語
	教育学専攻	小学校教諭専修免許状	
	書道学専攻	—	書 道
外国語学研究科	中国言語文化学専攻	中国語	中国語
	英語学専攻	英 語	英 語
	日本言語文化学専攻	国 語	国 語
経営学研究科	経営学専攻	—	商業
スポーツ・健康科学研究科	スポーツ・健康科学専攻	保健体育	保健体育

（2）専修免許状取得要件

専修免許状の授与申請を行うためには、つぎの要件が必要です。

1. 修士の学位を有すること。（注）
2. 取得したい専修免許状と同一の学校種で同一の教科の一種免許状を取得していること。若しくは、同一の学校種の同一の教科の一種免許状を取得できる所定の単位を取得していること。
3. 専修免許状取得に必要な「教科に関する科目」を24単位以上取得していること（除く教育学専攻）
4. 教育学専攻は、専修免許状取得に必要な「教職に関する科目」を24単位以上取得していること。

（注）ここで、修士の学位を有する者とは、博士課程前期課程あるいは修士課程に1年以上在学し、「教科に関する科目」を30単位以上修得した者を含む（教育学専攻除く）。

2. 学部の科目等履修生について

大学院入学試験に合格し入学手続きを完了した者で、学部の科目等履修生となって、諸資格（教育職員免許状等）を取得するために学部設置科目の履修を希望する場合は、入学手続き時に事前申請した上で3月に実施される「科目等履修生入学試験」を受験することになります。詳細については入学手続き書類に同封する説明書類を確認してください。